

# 秋月胤永の同族意識 — 同族の結社「同心社」設立と幻の安積開拓入植案

中西達治

はじめに

秋月胤永の第三郎の曾孫故秋月孝真家に、「同心社規則」と題する手書きの小冊子が伝来している。ていねいに書かれた同族の結集を呼びかける本文に、異筆の書き入れがあつて、原文に加除訂正した跡が残っている。原文検討中に参加者からの意見を受けて書き加えられたものである。この冊子は、文中に「明治十年五月」とあり、製作年次は明らかである。この時期秋月胤永彼らはなぜ同族を集まり、こうした組織を作ろうとしたのか、内容を見てみると、新時代を迎えても変わらぬ旧会津藩特有の風土、環境がそこにあつて、彼らの生活意識を大きく規制していることが分かる。

明治八年、秋月胤永は、廃官失職したため東京の家塾をたたんで、会津若松に帰つてきた。故郷は、戊辰戦後の敗戦、斗南移住などの混乱の影響がまだおさまらず、一族離散して、生計のめどの立たない旧藩士も多かった。そんな中で胤永は、故郷での一族の再結集を計画した。戊辰戦後謹慎処分を受け、流刑地を転々とした後許されて東京で官途に就いていた彼にとつて、旧会津藩関係者の動向、血のつながる一族の浮沈はそのまま自身自身の運命と映っていた。旧敵軍関係者が組織した政府の中で生きてゆくためには、かつて運命を共にした仲間との連携が不可欠であり、逆境にある今こそ求められる、故郷に戻つた彼にはひとしおその思いが強かった。旧藩政時代、会津若松に

は、丸山一族の親睦を図る会があつたという。胤永は往事の一族の交流を思い出して、新たに組織を作ろうとした。それが同心社である。

秋月胤永は、丸山四郎右衛門胤道の次男、惣領伴助胤昌の弟である。丸山家は、信州高遠において、保科肥後守正光、正之二代に仕えて弓大将をつとめ、正之の会津移封に従い会津に来て正保二年（一六四五）に没した丸山胤頼を遠祖とする古くからの家柄で、四郎右衛門胤道は、胤頼の四男頼堅の五代目にあたる。胤頼の子四人（五男中二男は家督におよばず病死。）はいずれも会津藩内で一家を成しており、別に、胤頼の弟政能の系統も一家ある。丸山胤道の次男胤永は、三男の第三郎ともども丸山胤昌家の居候で、会津藩内では諸生と呼ばれる存在である。そのことは、松平容保が京都守護職になつて、公用局を設置した際、公用方として採用された胤永（当時の通称は悌次郎）が、丸山五八郎（胤孝の通名）叔父と紹介されていることでも分かる。そうした存在である胤永が、敢えて同族の結集を呼びかけようとしたのは、宗家の胤孝が若く、明治維新前後の胤永の活躍により、彼の存在感が高かつたことと無縁ではない。

同心社規則の冒頭には、旧藩時代の丸山一族について

曩二会津ノ藩アルヤ。同姓ノ親睦ナル丸山氏ヲ推ス。丸山氏七家アリ。例年遠祖胤頼君忌日。九月四日同姓必ス墳寺二会シテ之ヲ祭ル。又月忌七家輪巡相会シ。款談以テ親睦ヲ篤フス。

と述べる。丸山一族の七家が、遠祖胤頼の祥月命日である九月四日に菩提寺である善龍寺に会して法要を営み、さらに月命日には七家が輪番で法事をつとめ、款談して親睦を図っていたというのである。

なぜ彼がこの時期、同族の結集を意図したのか。この時イメージされていた組織はどのようなものだったか。「同心社規則」によってその辺りを確かめてみたい。

一 同心社規則によれば、戊辰戦争当時、会津藩士として活躍した丸山氏同族は、丸山友吉、丸山房之助、丸山主水、丸山勝之助、丸山胤孝、丸山喜内、丸山村之助の七氏で、宗家は丸山友吉家である。丸山房之助以外は、『会津藩諸士系譜』「明治元年御近習・外様人別帳」に記録がある。

・丸山友吉 外様人別張 班席役職 御家老附忝番組 禄高御役料 二百五十石

・丸山五太夫 外様人別張 班席役職 猪苗代御城代 禄高御役料 五百石内百五十石

\*主水胤成のこと

・丸山勝之助 外様人別張 班席役職 生駒五郎兵衛組 禄高御役料 百五十石

・丸山五八郎 外様人別張 班席役職 御家老附二番組 禄高御役料 百五十石

\*胤孝のこと

・丸山喜内 御近習人別張 班席役職 御近習一ノ寄合御代官見習 禄高御役料 三十石

・丸山村之助 外様人別張 班席役職 加須屋左近組 禄高御役料 百石

この六氏は、秋月孝眞家伝来の丸山系図中に

丸山友吉 本四ノ丁友吉二百五十石

丸山主水 本四ノ丁主水三百五十石

丸山勝之助 小田垣勝之助百五十石

丸山胤孝 米代ノ丁胤孝百五十石

丸山喜内 五軒町喜内五十石

丸山村之助 本一ノ丁村之助百石

と出てくるが丸山房之助の名前はない。秋月孝眞家伝来の丸山系図中に

二ノ丁房之進五百石

とあるのが、もしかすると房之助系であるかもしれない。房之進は、他の六氏の遠祖勝左衛門胤頼の弟次郎左衛門政能を祖としており、一族としては遠い。

## 二

この一族七氏の中に秋月の名は無い。秋月の姓を名乗ったのは、悌次郎胤永が最初だからである。同心社規則では、先の部分に続いて、丸山平内。秋月胤永。ヲ加ヘテ。九家トス。平内胤永共ニ胤孝氏ニ出ツ。平内氏祖父壮年勝方村荒蕪ノ地ヲ拓キ。一意農業ニ従事シテ特ニ藩公ニ謁スルコトヲ許サレ。遂ニ一家ヲ成スニ至ル。胤永君旧君容保公ノ守護職ヲ奉スルヤ。有功ヲ以テ擢用セラレ又一

家ヲ成ス。二人亦共ニ国難ニ従フ。

と、丸山平内と秋月胤永とが藩内で一家をなしたいきざつを披露する。ここにいう国難とは、あくまで会津藩の「難」であることに注目しておきたい。彼らの家意識は、藩という制度があつてはじめて成り立つのである。

丸山系図によれば平内は、胤永の父胤道の弟で、文政五年（一八二二）新田開発に着手、天保二年（一八三一）には、農耕出精、村方教導の故をもってお目見えを許されている。胤永は、容保が京都守護職

に就任すると同時に公用方に抜擢され、以後藩士として活躍をしたことは彼が述べているとおりである。彼らはいずれも諸生身分から一家をなしたのである。同じく諸生身分から戊辰戦争の際家を立てたのが、秋月三郎と星野胤国である。

秋月三郎星野胤国亦之二同フシ。国難ノ際ニ当リテ一家ヲ成ス者ナリ。胤国氏ハ村之助氏ニ出テ。三郎氏ハ胤孝氏ニ出ツ。又丸山一ナル者アリ。馬医ヲ以テ業トス。亦国難ノ際一家ヲ成ス。実ニ十二家トス。

秋月三郎は胤永の弟、星野胤国は、村之助胤信の父胤重の弟星野愼次郎の子で、村之助とは従兄弟にあたる。さらに馬医の丸山一、この三家は、戊辰戦争に関わって家を成したもので、この結果戊辰戦争当時丸山氏の同族は十二家を数えるに至った。ここで回想されるのは、同族の戊辰戦争の際の活躍ぶりである。

然り而シテ国難ニ際シ。隠居大老ヲ以テ国城中ニ在リテ。終始勤勉スル者ハ。丸山五太夫丸山勝左衛門君トス。又退隠後ニシテ郭門ヲ監守シテ。敵ヲ槍刺シナカラ。戦従スル者。独り丸山弥次右衛門君トス。戊辰後同姓流離四散ス。秋月三郎氏曩キニ罪ヲ藩府ニ得ルト雖モ。戦地ニテ(中西註 テ衍字か)在リテ数多勲功アルヲ以テ御近所(中西註 習の誤りか)寄合席ニ被□□セラレス。

高齢、隠居の身でありながら籠城に参加したのは丸山五太夫・丸山勝左衛門、隠居でありながら、城門の守備にあたって敵を鎗で串刺しにして自分も戦死した丸山弥次右衛門もいる。この中で異色なのは秋月三郎である。彼は、旧藩時代何か藩是に背く事件があつて藩の政務から外されていたが、戊辰戦争の際戦地で活躍したので、近習に取り立てられたとある。紹介の順序にずれがあるのは、敗戦後の一族離散に、三郎のみは斗南の生活に耐えない母親を国元で養うために、帰農したという特殊事情があり、彼がいたため一族の墳墓が守られたとい

うことを強調したかったためである。

### 三

国難当時著名な働きをしたとして数え上げられた功績の数々は、胤永の例を除けば、いずれも現場における実戦に基づくものである。命令を受けて実戦に参加する立場以外ではなく、このことは一族が受けていた禄高を見ても、よく分かる。会津藩制では、藩士の階級は俸禄によって、知行取、切符取、扶持米取、高懸りなどに分けられていた。会津藩は二十三万石(お蔵入りと称する幕府からの預かり分が外に五万石)で、高禄者は少なく、知行取中、四百五十石以下の平士が全体の九割近くを占めていたが、先の俸禄で分かるように、丸山一族は、平士が多く、胤永など諸生から抜擢された者は、禄高に関わらぬ扱いを受けて、身分的には藩内で浮いた存在だったといえる。そういう点で丸山一族は、藩政に直接関わる家柄とは、画然とした差があつたのである。新政府から最終的に罪を問われたのが、胤永のみであつたことを見ればそのことはよく分かる。

問題は一族離散後の動向である。斗南藩立藩に際して、斗南に移住した旧藩士の外、先に見た三郎のように若松に留まつた者、東京など各地に出て行った者など、旧会津藩士は、文字通り全国各地に居を移した。胤永のように、配流後親戚預かりとなつたため流刑地から斗南に行くが、そこで赦免となり、若松に帰って教員になろうとしたところを中央政府の官僚として東京に出て行くという、数奇な体験をする者もいた。胤永が東京在住中の明治六年、丸山友吉は本籍を斗南から若松に移しさらに明治八年には若松に居を戻した。翌九年星野胤国が、その学問を買われて福島県職員となる。同じ頃帰郷したのが胤永で、三郎をくわえた四人で、明治九年九月四日、丸山一族の遠祖胤頼の祥月命日に、かつて七家が営んだ菩提寺での法要を催行することが出来たのである。この法要の参会者は、かつての七家の中からは宗家の丸

山友吉のみで、残りの三家はいずれも戊辰国難以後に家を成したときれた者ばかりだった。一族離散した故郷でたまたま出会った彼らがこの時期同族ということを意識した背景には、旧藩時代以来の結びつきがあったのである。

#### 四

旧藩時代の丸山一族の同族会の運営費は、各家の醸出金でまかなわれていた。禄高に応じて出資し、積金をましてゆく。何かことがあつて公務に就かなければならなくなった時、資金不足になった者には、この会が貸し出す。京都出役の時には、この醸出金に助けられたものが多かった。

ソノ会タルヤ。醸錢以テ不虞ニ備フ。例禄五十石ヲ受クル者。毎会小錢十五枚ヲ出ス。禄多キ者之ニ準ス。歳月ノ久キ。子母相積テ頗ル多シトス。旧君守護奉職後。此ノ醸金ニ頼リテ。カヲ国家ヲ尽スコト得ルモノ多シ。

遠祖の法要、掃苔を例会としつつ蓄積された拠出金の運用例を見ると、これは一族が催行する頼母子講の変形である。藩士達の生活の知恵というべきだろう。寒冷地で海がない内陸に所領のあつた会津藩は、西南諸藩と比べて、収入が少なく、生活に追われる藩士が少なくなかった。後年のことだが、三郎の長女マシが、「二百石の泣き知行」ということばを伝えている。三百石未満の藩士は内職自由で、とにかく生活のため内職をすることが出来たが、禄高三百石になると、内職は禁止、家の体面を保つための出費も増えるので、増俸されてもかえって生活がたらくなるという意味で、上士と呼ばれる階級でも、中流以下の武士の生活は厳しかったということである。だから、容保の京都守護職就任に伴い京都赴任を命じられた藩士達にとつて、出征に伴う費用が大きな負担となったことは間違いない。そんな時に、この醸出金が大きな役割を果たした。そこで、一族離散し廢墟と化した故郷に

あつて、残った者がこの制度を復活しようというわけである。明治九年は、秩禄処分が断行され、士族の大量失職が発生した年であり、この前後には日本の各地で土族反乱が起こっている。会津藩は、明治維新時に廢藩、斗南藩立藩という形で、藩士の大量移住と失職を経験しておりその後遺症は今に続いている。全国的な世情不安の折頼れるものは何かが問われていた。そうした世情の中で思い出されたのが同族の相互扶助組織だった。

今又之ヲ続き。每家例月十錢ヲ出シ。其相会スルハ隔月ヲ以テシ。日月相積ミ子母増加。以テ不虞ニ備ヘ且ツ永年掃墓ノ料ト為スヲ第一義トシ。各家祖先墳墓ノ地ナレハ。時ニハ来拜同姓懇会留談入用ヲノ費補タルヲ第二義トナサハ。他日子孫ノ用タル不可計者アラントス。ソノ会タルヤ。各家輪巡主任シ。物薄ク情厚キヲ以テ主本トシ。永久忍耐ヲ目的トセン。

それぞれの家が毎月十錢宛醸出、例会は隔月とする。時がたてば醸出した原金と利子が増加する。それで不慮の事態に対応するとともに、墳墓の供養料とするのが第一で、時には同族が集まり法要、懇親会を行うための費用を補助する。そうすれば子孫のためになる。会合の責任者は各家が順に当たり、お金を使わず心をこめてあたり、永続を目的とする。基金が貯まれば、子孫に何か不時の出費が必要になった時にも役立つだろう。

於是力議成り約結ビ。其条例如左。極天莫墜。明治十年五月也。話がまとまったので、会則を作った。明治十年五月のことである。として、以下に十三項目にわたる条例が掲げられている。今これを要約すると、

一 同心社設立の趣旨は、同族といえども末流になると関係が薄くなり、敵対することもある。そうならないようにふだんから注意し、定期的集まって親交を結ぶためである。

- 一 何か起きた時には援助するが、ふだんはおたがいそれぞれに自立した生計を立てること。
  - 一 墮落、不品行の行いが噂になるようなら、仲間で説得して破滅させないようにすること。
  - 一 基金は勝手に運用しないこと。利用したい時には、若松在住の社員の同意を得ること。
  - 一 四名で設立したが、遠隔地にいる者も手紙などで参加することが出来る。遠隔地の居住者も基金を醸出してほしい。
  - 一 社員は、もし貧しくて醸金出来なくても退社しなくてもよい。ただし、例会には必ず出てほしい。遠隔地居住者は、都合のついた時だけでいい。
  - 一 社員が離散分居して去るからといって、基金は返金しない。
  - 一 基金は、帳簿に付け証印を押すこと。社員以外に預ける時には、証書を発行させること。預け先は社員の熟議によって決める。利子は十五円につき一ヶ月二十五銭とする。但し十五日後に預ったものは、その月の利子を付けない。
  - 一 貧富の差によって出資金に差があっても、利用する時には平等に扱うこと。出資金が多かったからといって他より多く利用させるということはあってはならない。
  - 一 社金を預る者は一人五十円までとし、元利五十円以上になった時は、別に人を立てること。時には、抵当物を出させること。但し五十円以上になっても社員の信任があれば熟議の上、そのまま預け続けてもよい。
  - 一 社金が百円になったら銀行に預けること。
  - 一 社金の利子のうち幾分かを社員の壮輩が主管して一族の墳墓の掃除料とする。
- と、細かな点にまで言及されている。十五日以降に預かったものには

利子を付けないというのは郵便貯金に見られるルールであるが、基金を貸し出す時の金利が十五円につき一ヶ月二十五銭というのは高利か否か、単純計算では十五円の元金に対して一年で三円の利息ということになる。こうした互助制度を考えなければならぬ程、当時の会津若松在住の士族は疲弊していたということだろうか。胤永は、この頃帰農して農業用の土地を手に入れていたが、それとは別に、士族授産のため、会津特産の人参の販売会社の設立を企て政府からの貸付金を請願するなど、さまざまな動きを見せている。たまたま新政府と関係のある胤永は、疲弊した地元で、否応なく一族全体の生活を考えざるを得ない境遇に置かれることになったことが分かるのである。

## 五

秋月胤永が手がけた士族授産の一つが、会津特産の人参の販売を目的とする弘業会社設立である。彼は地元での出資金を募ると同時に、中央官庁にも働きかけて、開業資金拠出の運動を始めた。会社組織を整え、趣意書を持って上京したのは、明治十一年四月のことであった。窓口の担当者から紹介された担当上司が戊辰戦争当時山形藩の家老千坂兵部で、胤永が戊辰戦争当時降伏交渉のため密かに会って話し合った人物だったこともあって、話はトントン拍子に進み、同年十二月、官金二万五千円の貸し付けを受けて、三万三千円の資本金により弘業会社創設、彼は初代社長となる。主たる目的は人参製造の保護奨励で、人参の買入れと同時に、資金の貸し付けを行った。明治十二年中の貸出残高は、二万三百八十八円だった。(『会津若松史』第六巻) 正式の開業は、明治十四年か。彼が社長を辞して上京した後、明治十四年四月二十四日付の三郎宛手紙の中に正式開業を祝う言葉が見られる。

その一方で彼は旧主松平容保の依頼を受けて、もっと大がかりな士族授産計画に力を貸した。世にいう安積疏水開拓事業である。福島県官中条政恒の発起により旧主松平容保を巻き込んだ安積開拓につい

て、嘆願書を執筆したのが胤永であったことは「持続する志四」（金城学院論集人文科学編）で報告したことであるが、このプランに彼はどう対応しようとしていたのか、故秋月孝真家に興味深い資料が残されていた。

## 六

雁皮紙三枚に丁寧に書かれたその内容は、安積開拓に丸山一族が積極的に関わろうという呼びかけで、胤永が安積開拓にどのように関わろうとしていたのかが、具体的に記されている。筆者は胤永の養嗣子浩之丞で、文中に「御地ノ如キ寒地ニ同姓親族隔所ニ散居シ動モスレハ飢寒ニ迫ルニ比スレハ」（御地ノ如キ寒地）というのは、現在会津若松近辺に居住している一族ではなく、斗南などの寒冷地にいまだに居住していた一族ということだろうか。とあることで分かるように、彼が一族の人々に呼びかけるという形式を取っているが、計画は実質的には胤永が中心になって練り上げたものと思われる。移住計画の盟主は、旧来の宗家ではなく、新興の秋月であることがまず注目される。以下順を追って内容を分析してみたい。（読みやすくするため文中適宜句読点を施した。）

今回彦根士人一般ノ願ナリトテ、百方依頼アリシモ、決然御断ナサレシハ、別ニ大金ヲ得ルノ路アルニアラス。又タ一身一家ノ為ニモアラス。大ニ親族ヲ利シ、子孫ヲ益スルノ計アルヲ以テナリ。然レトモ是レ亦、父公ノ身ニモ益ナキニ非ス。

冒頭、「彦根士人一般ノ願ナリトテ」とあるのは、ちょうどこの頃胤永をよく知る彦根の有力者が、学校を造るについて、是非とも教授として赴任してもらいたい、給料は、百円くらいまでは出せる、という依頼状を胤永宛に送ってきていたことをさす。胤永の個人的な事情が、最初の話題として取り上げられているわけだが、事情を知らない者には何のことか分からない。こうした話題からこの文章が始まる

のは、少なくとも会津若松在住の丸山・秋月一族には、胤永の一挙手一投足が注目の的で、豊かな収入を得られる申し出をなぜ断ったのか、話題になったことをうかがわせる。そうであるからこそ彦根行きを断念したのはもっと高給な就職先や、自分や自分の家族のためという狭い見ではなく、親族のため、同族の子孫の繁栄のためという深謀があったからであり、それはまた父のためにもなる、という説明が続く。「父公」ということばが、この文章の書き手が誰であるかを明らかにしている。では、胤永が彦根行きを断った真の理由は何か。問題は日本の現在の政情である。国内では財政事情が逼迫し、国会開設を求める声が満ちている。国外問題では条約改正という難問がある。国政には問題が山積しているため、有用な人物でも多少とも生活にゆとりのあるものは、事態を傍観して冷やかに見ているだけだ。こういうわけだから、父にもしばらくは諸葛孔明が隠棲して劉備玄德に見いだされるのを待ったように、悠然と構えてもらおうとよい。

おおよそこのような時世の分析をした後、提案されるのが、一族を挙げての対面が原移住である。

此回 芳山公政府ヨリ二十万円ヲ無利子二十ヶ年据置ニテ借り、対面カ原地方へ籍ヲ御移シナサレ、旧臣民ヲ率先シテ開墾ニ従事セラルヘシトスルノ拳アリ。自今懇願セント家令始メ尽力中ナレハ、其成否未タ知ルヘカサレトモ、中条書記官ニモ大尽力、内談ニテハ内務卿・参議モ不可トセス。故二十万九八成ルモノトス。 依テ三十万円月給ニテ、父公ニ顧問ノ任ヲ托セラル、内約ナリ。

旧会津藩主松平容保が政府から二十万円の貸付金を、二十年間無利子で借り受け、容保を初め全員が移住先の対面が原に籍を移して開墾にあたる。これには、ただしこの計画は現在申請中で未確定だが、県役人の中条政恒が尽力しており、内務大臣や参議数名も賛成とのことなので十中八九は実現するはずだ、という割り注があつて、計画実現の暁には、胤永は月給三十円でその顧問として働くことになっている

と結ばれる。会津藩士救済目的で中条政恒が企画した「安積開拓」として知られている計画の内幕を知ることの出来る貴重な情報といえよう。

## 七

この事態に、秋月一族はどのように対応したらよいか。そこで出された結論は、次のようなものだった。

依テ、父公初メ私ノ愚考ニテハ、所謂ル背水ノ陣ニテ家ヲ売り、地ヲ販キ、同姓親族尽ク籍ヲ彼ノ地ニ移シ、一ノ新村ヲナシ、薩ノ外城ノ如ク、十津川ノ郷士ノ如クニシテ、農隙ニハ文ヲ講シ、武ヲ習ヒ、真ノ農商ニ陥ラス、祖先ノ旧様ヲ維持スルヲ良策トス。是レ一身一家ノ為メニ計ルノミナラス、親族力ヲ戮セテ与ニ立チ、共ニ自主ノ権ヲ得ル路ナリト、固ク信シテ疑ハズ。

現在持っている土地建物を全て売り払い、同姓、親族全てが籍を移住先に移して、そこに一族だけの新村を作る。これは薩摩領内各地の城砦に半農半士の武士の集団が駐屯・居住し、有事に領主・地頭の命令で戦闘員となる外城制、あるいは天誅組の蜂起に多数の住民が参加した近世十津川流域の在郷武士集団のような組織を作り、農業労働の合間には文武の修行をして純粹の農業者にはならない。これこそ旧藩以来の先祖の風儀を守る道だ。こうすることによって、個人的な成功を求めるのではなく一族全体が一致協力して自立した共同体を作り上げることが出来るはずだ。

このように説明した上で、浩之丞はさらに集団移住の得失を例示する。

利点の第一は、二百年来の旧主を中心にした生活が出来ること、第二は土地家屋が揃い、自主的に決断出来る豪族として子孫の将来が保証されること、さらに同姓の親族が艱難辛苦を共にし、悲喜吉凶を共有出来ること、また共同生活のため文武の修行にも有利なこと、地理

的な観点から見ても、土地は平坦で気候は温和、積雪酷寒に悩まされずに済む、おまけに幹線道路に接しており、今度出来た若松から国道への新道にも近い、と利点を数え上げたところで、こんな一言を付け加える。「馬車電信」の便がよいところだから、赴任先の東京でその日暮らしをながくするのと比べると、雲泥の差まさに月とスッポンである。(ここに、東京暮らしで父が大金を得たとしても、これは自分一家の所得であつて、同族の利にはならない、という注がある。)貴方が暮らしている地方のような寒冷地に同姓の親族がバラバラに定住してややもすれば飢寒に苦しめられるのと比べると、移住のすばらしさが分かつてもらえるのではないか。問題は、祖先以来の墳墓の地を去ることと、これまで丹誠こめて開拓した田地を手放さねばならないことだが、これも近く新道が出来れば、日帰りで行復が出来るようになるのであまり心配するにはおよばない。近年入手した田地のことは問題にならない。なぜならそれに代わって広大な土地が入手出来るからだ。

父が、彦根の学校赴任などという目前の利益を省みず、親族と共に生計を固ろうと考えたのこういうわけだ。父は親族の皆さまに同じく一家を挙げてこの計画に参加してもらいたいと願っている。賛成して下さる方は、これまでの計画を変更していただかなければならない。ここに「サイ女多四郎等ノ好处分」という付言が出てくる。この頃に、この二名の人物に何か生活上の変化があつたのだろう。

このように説明し具体的な内容は以下に記すとして、浩之丞は次のように決意を促す。

篤クト御勘考ノ上急ニ御内慮ノ回答ヲ乞フ。然レトモ深秘ノ件ナリ、且ツ旧臣移住人ハ土主百戸位ニ出テサル予算ナルニ、之ヲ望ム者多ナレハ、外へ御談及ハ御出願相成候上、御案内申上ケ候ニテハ、親子骨肉ニテモ必ス御発言被下問敷、予テ申上ケ置キ候。

此儀ハ父公ヨリ改テ被命候也。

よく考えた上で早急に本心を聞かせて欲しい。これは極秘案件であり、計画では移住可能なのは百家族（二三百を百に訂正）内外の予算しか見込まれていない。外部に漏れないよう近親者間でもおおっぴらにはなさないように願いたい。この件は改めて父からしつかり申し渡されている。

一部文意に乱れがあるようだが、おおよそはこのような意味だろうか。胤永は、安積入植の計画を相談され、請願書を書くなど実現に向けて深く関わった立場から、この計画の顧問として顧問料を受け取るという事実を以てこの計画の信憑性を保証し、公表される以前に一族の再生を可能にする計画を内々具体化しようとしていることが分かる。

ここに見られる入植方針の基本は、一言でいうと「祖先ノ旧様ヲ維持スル」ことにある。明治の新政府が発足して既に十年以上経過している。この間旧会津藩は新政府により藩の取り潰し、三万石での再立藩という経過の中で、失職、減俸、斗南移住とさまざまな苦勞の末、最終的には秩禄を全く失うという厳しい境遇を強いられてきた。明治五年、特赦により左院少議生に任官した秋月胤永と手代木勝任とは、就任直後に斗南に移住した旧会津藩士の救済を願う請願書を出している。新政府の秩禄処分は、日本全国に大量の士族の失業者を生んだが、旧会津藩士は、それ以前からもっと厳しい環境に置かれてきた。西南戦争以後、改めて旧士族たちの生活保障という問題が中央政府の緊急課題と認識されるようになった時期に、さまざまな計画が提案され実行に移されている。既に以前から北海道開拓が進められている。その中でこの開拓計画は、会津に近いところでの開拓計画であり、旧藩主が先頭に立つての請願である。計画実現疑いなしと考えた胤永が、親族はじめ同姓一族の生活安定のために考えた計画が、一族の集団移住

だったということである。

## 八

胤永はこれまで何度も見てきたように、食禄百五十石の会津藩士丸山胤道の次男であり、本家の跡取りは兄胤昌の子胤孝である。通常は長兄が家を嗣げば、次男は家を出なければならず、自由に自分の人生を歩むことが出来る。まして胤永は、秋月姓を名乗っているわけだから、本家を離れての活動が可能はずだった。ところが戊辰戦争後の激動の中で、母の生活保障を巡る諸問題が一族に重くのしかかった。本家の跡取り胤孝が落ち着かず、一族の生活が仕官した胤永一人にかかってきた。その上、戦争後の人間関係が同郷人意識を大きくクローズアップする。青森県給仕をしていた柴五郎が上京願いを出した時に、身元引受人はいるかと尋ねられて、東京には秋月胤永などがあるから問題はないと答えたという話は、よく知られている。少しでも成功している人物のところには、多数の依頼人が集まってくるというわけである。在京中には一族の生活補助をする傍ら、学費の援助、多数の寄宿生を受け入れていた。そんな過去があるからこそ、同心社という組織を考え、さらに、一族挙げての移住計画ということになったことは間違いない。彼は、農業に従事するという選択にほとんど違和感を持っていなかったのである。事実彼は在京中から三郎に対して、土地の買入れ農耕の実行を指示している。帰郷後は塾を開いたり、弘業会社の創設に関わったりとさまざまな活動を展開しているが、それらの活動の中で彼にとって農業はもっとも注目すべきことがあった。時代は大きく動いている。その動きの中で、新時代の動きにかかわらず旧来の価値観に基づいて選択されたのが、旧主を中心にした集団移住だったということは彼の発想の限界を示すものといえる。旧藩士の窮乏生活を救済するという目的に異論はないが、これでは新時代に向けての発展は見えてこないのではないか。



八旧君ノ小作ナリ。五年カ七年成功ノ上、耕地十分ノ一カ二カ公田ニ帰シ、自余ハ各自ノ所有トナル也。

下付、貸し付けの名義人は全て旧君松平容保であり、入植者は、松平家の小作人という形になる。五年、七年とかけて開拓が軌道に乗った時、開墾地の一割か二割を公有（ということは松平家の所有地）とし、残りが私有地となる運びだ。

容保嘆願書に基づき安積開拓の出発点は、容保に対する貸し付けという形であったことが、この付記から分かってくる。旧主が責任者であるということになれば、入植者はどのような事態になっても逃げ出すわけにはゆかぬこと明白である。政府側は、いわば旧主を人質にした形で入植者を縛ることになるのだ。

十

福島県に勤務していた中条政恒は、全国の困窮士族授産の目的で、安積開拓計画を練り明治十一年頃から着々具体化していった。当初は一千戸入植という計画であったが、入植者数を六百戸に減じて実施が決まった。中でも会津関係では、旧藩主松平容保、容大父子以下、旧藩士二百家族を猪苗代地方に移住させるといふ大規模な計画で、容保の同意を得た上で、関係部署に働きかけることとなった旧会津藩士（すなわち旧斗南藩士）救済の最大のプランだった。

福島県は、明治十三年八月下旬から旧藩士達にむけて、安積開墾入植者募集を始めていた。この計画はほぼ具体化寸前までゆくのだが、その矢先に、時の県令山吉盛典が突然中条の独断専行だとしてクレームを付けた。さらに会津からの入植に対する地元住民の反発などがあつて、立ち消えとなる。他県からの入植者が順次受け入れられて行く中で、会津からの入植者は小集団、分散的に実施される。そこは狭くて不毛な土地が多く、悲劇の入植と云われることとなった。胤永が計画した同族あげての移住、開拓地に定住することによって一族を再

興させようという計画はかくして雲散霧消してしまった。

明治十三年、秋月胤永五十七歳の時のことであつた。

具体化しなかったが、ここに見られる胤永の、家、家族、一族という人間関係に縛られる考え方は、旧幕府治世下の藩政から、明治新政府の治政へという変革の時代に、人間が何をよりどころに生きてゆくかということを考えさせる点で興味深いものがある。ちなみに、同心社が、成立したのかどうか、成立したとして運営がどのようになされたのかは分からない。ただし故秋月孝貞氏の話では、平成十年頃までは、毎年九月四日には同族が善龍寺に集まって先祖祀りをしていたということである。

二〇一七年十一月十四日

参考一 同心社規則

同心小社ハ何ソ。曩ニ会津ノ藩アルヤ。同姓ノ親睦ナル丸山氏ヲ推ス。丸山氏七家アリ。例年遠祖胤頼君忌日。九月四日同姓必ス墳寺ニ会シテ之ヲ祭ル。又月忌七家輪巡相会シ。款談以テ親睦ヲ篤フス。戊辰国難ニ従フ者丸山友吉。丸山房之助。丸山主水。丸山勝之助。丸山胤孝。丸山喜内。丸山村之助。之ヲ七家トス。而シテ友吉氏を以テ大宗家トス。丸山平内。秋月胤永。ヲ加ヘテ。九家トス。平内胤永共ニ胤孝氏ニ出ツ。平内氏祖父壮年勝方村荒蕪ノ地ヲ拓キ。一意農業ニ従事シテ特ニ藩公ニ調スルコトヲ許サレ。遂ニ一家ヲ成スニ至ル。胤永君旧君容保公ノ守護職ヲ奉スルヤ。有功ヲ以テ擢用セラレ又一家ヲ成ス。二人亦共ニ国難ニ従フ。秋月三郎星野胤国亦之ニ同フシ。国難ノ際ニ当リテ一家ヲ成ス者ナリ。胤国氏ハ村之助氏ニ出テ。三郎氏ハ胤孝氏ニ出ツ。又丸山一ナル者アリ。馬医ヲ以テ業トス。亦国難ノ際一家ヲ成ス。実ニ二十家トス。然リ而シテ国難ニ際シ。隠居大老ヲ以テ国城中ニ在リテ。終始勤勉スル者ハ。丸山五太夫丸山勝左衛門君トス。又退

隠後ニシテ郭門ヲ監守シテ。敵ヲ槍刺シナカラ。戰従スル者。独り丸山弥次右衛門トス。戊辰後同姓流離四散ス。秋月三郎氏曩キニ罪ヲ藩府ニ得ルト雖モ。戦地ニテ(中西註 テ衍字か)在リテ数多勲功アルヲ以テ御近所(中西註 習の誤りか)寄合席ニ被□□セラレヌ。窃カニ母ヲ奉シテ若松ニ留ルヲ以テ。闔族墳墓亦荒蕪セサルヲ得タリ。此ヨリ曩キ秋月胤永從罪永禁錮ノ処明治五年始特赦ニ逢ヒ母氏ヲ若松ニ來リ省ンスル折リカラ県庁命シテ学校ノ副教授トス。遂ニ又左院ノ召ニ応シテ議員タリ。明治六年。友吉氏始メテ斗南ヨリ籍ヲ若松ニ移シ、八年ニ至リテ同人亦來リテ若松ニ留ル。其九年胤国氏洋学ニ詳シキヲ以テ。若松県ニ雇聘セラレ。是ニ於テ九年遠祖ノ忌日。四人墳寺ニ會シテ。之ヲ祭ルコトヲ得タリ。四人乃チ相語りテ曰。昔年同姓ノ義拳好会。続カサル可カラス。ソノ會タルヤ。醗錢以テ不慮ニ備フ。例禄五十石ヲ受クル者。毎会小錢十五枚ヲ出ス。禄多キ者之ニ準ス。歲月ノ久キ。子母相積テ頗ル多シトス。旧君守護奉職後。此ノ醗金ニ頼リテ。カヲ国家ヲ尽スコト得ルモノ多シ。今又之ヲ続き。毎会例月十錢ヲ出シ。其相会スルハ隔月ヲ以テシ。日月相積ミ子母増加。以テ不慮ニ備ヘ且ツ永年掃墓ノ料ト為スヲ第一義トシ。各家祖先墳墓ノ地ナレハ。時ニハ来拜同姓懇会留談入用ヲノ費補タルヲ第二義トナサハ。他日子孫ノ用タル不可計者アラントス。ソノ會タルヤ。各家輪巡主任シ。物薄ク情厚キヲ以テ主本トシ。永久忍耐ヲ目的トセン。於是力議成リ約結ヒ。其条例如左。極天莫墜。明治十年五月也。

### 条例

一 該社ノ立意兄弟同族源遠ケレハ情随テ薄ク。交随テ疎。終ニ同族相胡越視シルニ至ル。故ニ時日ヲ期シ常ニ相会シ。以テ同族ノ親睦ヲシテ永遠変サラシムルヲ要ス。

一 同社艱難事變ニ際シテ。相救援スト雖モ。平常各種ノ生業ニ従事

シテ。貧困ニ至ラス。他ノ救援ヲ仰カサルヲ以テ。目的トセンコトヲ要ス。

一 平素生計ニ惰リ。又ハ不品行ノ聞エアル者ハ。予メ切磋提督シテ。ソノ甚シキニ至ラシメサルヲ要ス。

一 社員ハ不慮ニ備ヘ。墓掃除ニ供給シ各自拜墓留杖ノ時ノ費補ニ当ツルト雖モ。容易ニ之ヲ用フルヲ許サス。若シ之ヲ用ヒント欲スルトキ必ス若松留住各社員ノ協議ヲ遂ク可シ。各自ノ専決ヲ禁ス。

一 該社自今四(幾と直しあり)名ニ創立スト雖モ。隔地離居ノ同姓入社信書往来或ハ醗金以テ其親睦ヲ永遠ニスルヲ要ス。

但今ヤ四氏若松ニ留住シテ往来ノ様ニ見ユレトモ。□ヲナリ。或ハ東京ニ或ハ北海道于役(在勤と直しあり)或ハ台湾ニ籍ヲ移スモアリ一定スヘカラス。故ニ祖先墳墓ノ地ニ居ルヲ仮リニ社主ト定ムルモノトシ。隔地離居ノ輩祖先ノ祭祀料又ハ掃墓ノ金トシテ貧富適宜寄投スルハ該社員ノ希望スル所ナリ。

一 社員ノ醗金ハ毎月拾錢ヲ出スヲ以テ定規ト為スト雖モ各自定禄アルニアラス。貧富定メ難シ。故ニ時アリテ定規ニ減スルアルモ妨ケナシトス。或ハ就官受給商法得利ノ類。定規外多出スルハ固ヨリ各員ノ希望スル所ナリ。

一 社員或ハ至貧ニシテ醗金スル能ハサルモ。本社ヲ脱セサルヲ要ス。唯毎会ソノ場ニ臨ムヲ要ス。但遠地ノ方ハ月ニナリ。隔月ナリ年ニ二度ナリ四時ナリ御都合次第トス。成ルヘク御同社被下度。

一 社員或ハ離散分居。該地ヲ去ルコトアリト雖モ社金ヲ持チ去ルコトヲ許サス。

一 社金ハ同社中預リ置ク時ハ。社金簿へ金員ヲ記シ預リノ証印ヲ捺ス可シ。社外ノ輩ノ預ル時ハ。証書ヲ出サシム。預リ人ハ総テ社員ノ熟議ニ附ス。而シテ利子ハ十五円ニシテ一ヶ月二十五錢タル可シ。

但十五日後ノ預リハソノ月ノ出利ヲ要セス。

一 貧富定ラス。出金多少アリト雖モ。之ヲ用フルニ当テハ。各員平等ナルヲ要ス。前日出金ノ多キヲ以テ独リ多用スルヲ許サス。

一 社金預ル者一人五拾円ニ限ル。子母積テ五拾余円ニ至ル時ハ。別預リ人ヲ扱フヘシ。時アリテ預リ人ヨリ抵当品ヲ出サシムヘシ。

但五拾余円ニ至ルモ。預者社員ノ信任ヲ得ル時ハ。同社ノ熟議ニ附シ。更ニ預カラシムルコトアルヘシ。

一 社金積テ百円ニ至ル時ハ。該地ノ銀行ニ附スヘシ。

一 社金ノ利子幾部分ヲ以テ年々闔族墳墓ノ掃除料ニ供ス社員ノ壯輩。之ヲ主管スルヲ要ス。

参考二

今回彦根士人一般ノ願ナリトテ百方依頼アリシモ決然御断ナサレシハ別ニ大金ヲ得ルノ路アルニアラス又タ一身一家ノ為ニモアラス大ニ親族ヲ利シ子孫ヲ益スルノ計アルヲ以テナリ然レトモ是レ亦父公ノ身ニモ益ナキニ非ス今ヤ王事多難内ニハ會計ノ困難ト国会開設ノ迫ルアリ外ニハ条約改正ノ難アリテ実ニ政府ノ危キ累卵ノ如ク当路ノ士ノ困難ナル今日ノ甚キヨリ甚クハナシ有用ノ人ト雖トモ衣食ニ苦マサル者ハ袖手傍觀其為ス所ヲ冷笑スルノ勢アリ故ニ父公ノ如キモ暫ラク南陽ニ耕シテ三顧ヲ待ツヲ上策トスレハナリ而シテ其計タル他ニ非ラス此回芳山公政府ヨリ二十万円ヲ無利子二十ヶ年据置ニテ借り対面カ原地方へ籍ヲ御移シナサレ旧臣民ヲ率先シテ開墾ニ従事セラルヘシトスルノ挙アリ 自今懇願セント家令始メ尽力中ナレハ其成否未タ知ルヘカラサテトモ中条書記 官ニモ大尽力内談ニテハ内務卿參議モ不可トセス故ニ十カ九は成ルモノトス 依テ三十円ノ月給ニテ父公ニ顧問ノ任ヲ托セラル、内約ナリ依テ父公初メ私ノ愚考ニテハ所謂ル背水ノ陣ニテ家ヲ売り地ヲ販キ同姓親族尽ク籍ヲ彼ノ地ニ移シ一ノ新村ヲナシ薩ノ外城ノ如ク十津川ノ郷士ノ如クニシテ農隙ニハ文ヲ講シ武ヲ習ヒ真ノ農商ニ陥ラス祖先ノ旧様ヲ維持スル

ヲ良策トス是レ一身一家ノ為メニ計ルノミナラス親族力ヲ戮セテ与ニ

立チ共ニ自主ノ權ヲ得ル路ナリト固ク信シテ疑ハズ試ミニ其一ニヲ論

セハ二百年來ノ旧主ノ側ラニ居ルコト第一ナリ第二ニハ家アリ地アリ

テ独立自主ノ權アル一豪族トナリ子孫生計ノ憂ナキナリ又タ同姓親族

居ラ一ニシ艱難相恤ミ吉凶相弔フノ便ト共ニ文ヲ講シ武ヲ忘レサルノ益

アリ又タ土地平坦氣候温和ニシテ積雪沍寒ノ憂ナク且ツ一等道路ニ接シ

今度若松ヨリ国道マテノ新道ニモ近シ仍テ馬車電信ノ便アレハ永ク東京

ニ客居シテソノ日丈ケノ暮シスル 若シ父公大金ヲ得サレハ、モ一人一家ノ利ナレトモ同姓親族共ニ立ツノ路ニ非ス 二比

スレハ霄壤月籠ノ差アルノミナラス御地ノ如キ寒地ニ同姓親族隔所ニ

散居シ動モスレハ飢寒ニ迫ルニ比スレハ其勝ルコト万々ニシテ又タ怨

妬忘猜ノ苦情ナキヤ只恨ム所ノ者ハ墳墓ノ地ヲ去ルト數年丹誠ノ田

ヲ失フトノ二ツナリ然レトモ頓テ新開ノ大道路モ出来レハ僅ニ一日中

ニ往返スルヲ得レハ又タ強チ憂フヘキニアラス近來ノ田ヲ失フ如キ

ハ 祖先ヨリ地ハ存シ置ケモ可ナランカ 固ヨリ惜ニ足ラス何トナレハ之ニ代フルニ広大ナル

良地良田ヲ以テスレハナリ是レ父公ノ目前ノ利ヲ顧ミヌ親族ト俱ニ立

チ俱ニ存スルノ計ヲナサル、所ニシテ同姓親族ノ方々ニモ亦皆家ヲ挙

ケテ開拓ニ従事セラレンコトヲ望ミ玉フ所以ナリ因テ此ニ同意ナル方

ハ男女共ニ從來ノ心志方法ヲ転セサルヲ得ス(彼ノサイ女多四郎等ノ

好処分モ実ニ此ニ在リ) 其方法大略左ノ如シ篤クト御勘考ノ上急ニ御

内慮ノ回答ヲ乞フ然レトモ深秘ノ件ナリ且ツ旧臣移住人ハ二三百戸位

ニ出テサル予算ナルニ之ヲ望ム者多ナレハ外へ御談及ハ御出願相成候

上御案内申上ケ候ニテハ親子骨肉ニテモ必ス御發言被下問敷予テ申上

ケ置キ候此儀ハ父公ヨリ改テ被命候也

未定概算

家屋建築費并農具飯料トモ合シテ一戸ニ付凡ソ金四百四十円位

宛、二ヶ年下付ナリ 此件等尤モ内秘未定此後一左 右申上ケ候トモ御咄無之様 地面モ一町步ニ宅地ニ反

位注 耕地ハソノカ 下付ニナル予算ナリ年貢ハ二十ヶ年無税ナリ故ニ先

ツ着手ノ次序ハ親族中ニテ農事ニ熟練セシ者ヲ鋤頭トシ三戸カ四戸位

合シテ大屋ヲ作り合居シ一戸ヨリ下付金四百四十金ノ内ヨリ各自百五十金ヲ出シテ一

室ヲ異ニシ其残金三百円ハ之ヲ銀大屋ヲ作ルト農具ト飯料トニ充テ三戸同居スト雖トモ各戸其

行ハ預ケ置キ分家スルノ準備トス 其教導誘掖ニ従フテ耕種ノ次序方法ヲ学フコ

ト三五年ナレハ其要ヲ知ルコトアラン而シテ各戸皆家ヲ作り分家スル

モノトス予シメ各自ノ宅地ヲ定メ置キク 然ラハ則新百姓モ農事ノ順序ヲ失フ

ノ憂ナク又下付金ヲ浪費スル憂モナシトス其合居方法ハ左ノ如シ

丸山孝 秋月三 丸山永 丸山平  
 丸山八百 上遠野 遠藤 丸山丑 此組合ハ如何様トモ  
 丸山友吉 楠 丸山友彦 長崎 ソノ模様此ノ如キナリ

此外同姓ニテハ丸山幸丸山主丸山喜ノ如キ親族ニテハ津川三宅中村大  
 竹ノ如キモノモ之ヲ鼓舞勸奨シテ移住サセ度モノナリ然レトモ強壯農  
 事ニ堪ルモノ二人以上アルニアラサレハ其選ニ中ルヲ得サレハ之レカ  
 法ヲ立テ農家ヨリ智ヲ取り或ハ嫁ヲ貰フナリシテ何トカ其所ヲ得シメ  
 同姓親族トモ永ク寒餓ノ憂ナカラシメ度モノナリ易ニ曰ク君子ハ機ヲ  
 見テ動クト今ヤ機至ル失フ可カラス父公多端故ニ代リテ申上ルモノト  
 ス

但此ハ御旧君へ貸金、下付地ニテ地権金権皆旧君ニアリ申サハ旧  
 君ノ小作ナリ五年カ七年成功ノ上耕地十分ノ一カニカ公田ニ帰シ  
 自余ハ各自ノ所有トナル也